

上三川町立本郷小学校いじめ防止基本方針

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織を挙げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、町教育委員会、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「本郷小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

2 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期に解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

3 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 本郷地区の小中学校と保護者が連携して、いじめの未然防止に取り組みます。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日ごろから児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守ります。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け、取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

上三川町立本郷小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

I 組織的な対応

1 いじめ対策委員会

(1) いじめ問題の未然防止、早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」を組織する。(定期開催：職員会議または児童指導連絡会との抱き合わせ)

① 委員

校長 教頭 教務主任 児童指導主任 学級担任 養護教諭 人権教育担当 学習指導主任 特別支援教育コーディネーター 教育相談担当 スクールカウンセラー 等 (以上：小委員会)

町・県教育委員会の職員 スクールソーシャルワーカー 学校医 学校運営協議会 保護者代表 等 (以上：大委員会)

(事案に応じて、外部専門家を交えた大委員会を開催)

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮児童への支援方法について 等

イ 早期発見対策

- ・いじめ状況を把握するためのアンケート調査の実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

③ 取組の改善

本委員会において、「上三川町立本郷小学校いじめ防止基本方針」を始めとした「いじめ問題」への取り組みが計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) いじめが起きた時、あるいはいじめの疑いがある事案が発生した時の対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会」(小委員会を基本とする)を開催する。

① 委員

「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」の小委員会を基本とする。事案に応じて、町・県教育委員会の職員、町・県教育委員会派遣の外部専門家等を加え、大委員会を開催する。

② 実施する取組

ア 調査方針、分担等の決定

- ・目的の明確化

- ・行動の優先順位の決定
 - ・関係ある児童への事実関係の聴取
 - ・緊急アンケートの実施
 - ・保護者への連絡（複数の教員による丁寧に対応）
 - ・町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）への報告
 - ・関係機関への連絡（警察、福祉関係、医療機関など必要に応じて）
- イ 指導方針の決定、指導体制の確立
- ・学校、学年（学級）への指導、支援
 - ・被害者、加害者への指導、支援
 - ・観衆、傍観者への指導、支援
 - ・保護者との連携（PTA）
 - ・町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）との連携
 - ・関係機関との連携
 - ・地域（民生児童委員、地区社会福祉協議会等）との連携

2 校内研修

- (1) 4月に研修会を実施し、「いじめ防止基本方針」の内容を全職員で確認する。
- (2) いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上開催する。
- (3) いじめに関するチェックリストを用いた自己診断を随時実施する。

Ⅱ いじめの未然防止に向けて

1 計画的な指導

- (1) 学校組織としてのいじめ問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

2 いじめの起こらない学校づくり

- (1) 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、いじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけ、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 通常学級における特別支援教育の充実

- ・学級経営を基盤とした児童指導の充実を図る。
- ・授業のユニバーサルデザイン化とスタンダード化の工夫と実践を行う。
- ・教室環境の整備に努める。

③ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。

- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてより良く生きるための基盤となる道徳性を育成する。

④ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である「様々な集団活動に自主的・実践的に取り組むこと」を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切に作る心や、他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験活動など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、あいさつ運動など、児童の主体的な活動を推進する。

⑤ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導をする。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導には細心の注意を払うようにする。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
- ・少人数学級（単学級）の良さや問題点を踏まえた上での、人間関係づくり。

⑥ 保護者・地域との連携

- ・PTA と協力して保護者を対象とした「教育講演会」等の充実を図り、「本郷小学校学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定するようにする。
- ・学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「本郷小学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価等を活用して、「学校組織としてのいじめ問題への取組」について、改善を図る。
- ・本郷地区内の学校及びPTA と連携した取り組みによる、活動の充実を図る。

3 指導上の留意点

- (1) 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。
- (2) 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

4 ネットいじめへの対応

- (1) 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。持参に関しても禁止とするが、やむを得ない場合に限り、学校長の許可を得たうえで、登校時に預かるものとする。
- (2) 教科や学級活動等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点については重点的に指導する。

- ① SNS等に個人情報を掲載しないこと。
 - ② インターネットを介して他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ③ 有害サイトには絶対にアクセスしないこと。
 - ④ 万一、上記①～③等で被害を受けた場合は、早急に保護者や教員に相談することを徹底する。
- (3) 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を開催するようにする。

Ⅲ いじめの早期発見に向けて

1 早期発見のための認識

- (1) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

2 早期発見のための手立て

- (1) 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるようにする。
- (2) 朝の打ち合わせ時や職員会議の際に、必要に応じて「情報交換」を行い、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できるようにする。
- (3) 教育相談週間を学期ごとに設定する。
- (4) 教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できる体制を整える。
- (5) 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめ実態把握調査」を工夫して実施し、情報を共有する。
- (6) 保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整えるとともに、教育相談体制を保護者にも理解してもらい働きかけを行う。またスクールカウンセラー等と効果的に連携を行う。
- (7) 児童・保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだ時の相談方法について、リーフレット等を作成配布して、周知する。

Ⅳ いじめの早期解決に向けて

1 早期解決のための認識

- (1) いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- (2) いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

2 早期解決のための対応

- (1) いじめ対策委員会が中心となり、関係ある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査をする。その際必要に応じて、町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）からの派遣を受けることなどにより、外部専門家とも連携を取る。

3 児童・保護者への支援

- (1) いじめられている児童の保護者及びいじめておる児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- (2) 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- (3) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- (4) いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- (5) いじめた児童がかかわる問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・助言する。
- (6) いじめた児童が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

4 いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- (1) いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- (2) はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- (3) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つように伝える。

5 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめを発見した（通報・情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 警察との連携

- (1) いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）と協議の上、所轄の警察署と連携して対処する。

7 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- (1) 単に謝罪のみで解決したものであるとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- (2) 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団作りを進める。

V 重大事態への対応

1 重大事態の発生と報告

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（いじめ防止対策推進法第28条第2項）

2 関係機関への報告と援助要請

町教育委員会及び県教育委員会（河内教育事務所）に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

3 外部専門家との連携と学校組織での対応

当該いじめの対処については、町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）と連携し、カウンセラー、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

4 関係機関との連携と学校組織での対応

当該重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査については、町教育委員会、県教育委員会（河内教育事務所）と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

5 学校における説明責任

いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

6 保護者との連携

当該児童及びその保護者に意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

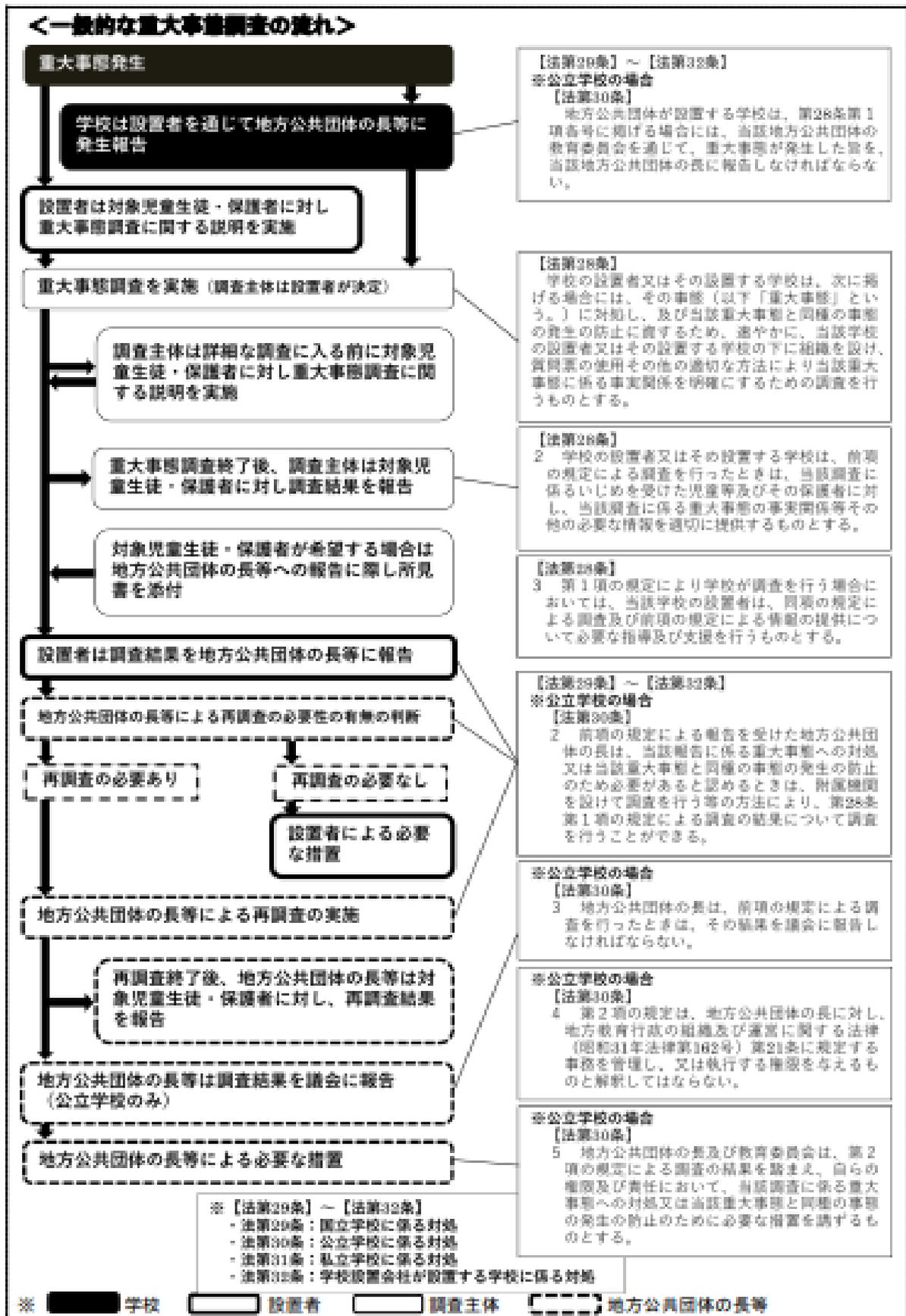
7 学校組織での再発防止策

いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

8 なお、実際に重大事態への対応を行うに当たっては、「いじめの重大事態調査に係るガイドライン」R6.8改訂版に基づき適切に行う。

9 一般的な重大事態調査の流れ

文部科学省「いじめの重大事態調査に係るガイドライン R6.8 改訂版より



いじめの点検表				
教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント				
A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない				
点検項目			評価 (該当 に○印)	問題点や今後の改善 策等 (C, Dの場合)
基本 確認	1	「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	2	いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行っている。	A - B - C - D	
	3	いじめは、加害者と被害者だけでなく「観衆」や「傍観者」への指導も重要であるなど、いじめの4層構造を理解して指導に当たっている。	A - B - C - D	
未然 防止	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めている。	A - B - C - D	
	5	道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。	A - B - C - D	
	6	児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言を行っている。	A - B - C - D	
	7	体験的な学習などを通して、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D	
	8	自身の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	9	教育相談の研修等に積極的に参加するなど、いじめや児童生徒理解に関する指導力向上に努めている。	A - B - C - D	
	10	日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	
早期 発見・ 対応	11	児童生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	

	12	他の職員やスクールカウンセラー等と連携して児童生徒の把握に努め、いじめを認知した時は学年主任や児童・生徒指導担当等に報告・連絡・相談している。	A - B - C - D	
	13	児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。	A - B - C - D	
	14	本人や保護者からいじめについて訴えなどがあつたときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。	A - B - C - D	
	15	児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談の実施に努めている。	A - B - C - D	
直接的指導	16	いじめが起きた場合、学級のみで解決しようとせず、組織的な対応に努めている。	A - B - C - D	
	17	いじめを行う児童生徒に対しては、学校の計画方針に沿った適切な指導を行っている。	A - B - C - D	
	18	いじめられる児童生徒に対し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図っている。	A - B - C - D	
	19	いじめられる児童生徒に対し、教師自身のいじめ解決に向けた決意を伝え、「絶対に守る」という姿勢を示している。	A - B - C - D	
	20	いじめられる児童生徒に対し、継続的に心のケアと安全確保に努めるなど、確実に援助・指導を行っている。	A - B - C - D	
	21	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。	A - B - C - D	
保護者との連携	22	いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級だより等を通じて、いじめに関して連携協力できる関係づくりに努めている。	A - B - C - D	
	23	いじめが起きた場合、保護者との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
	24	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、学校の方針等に基づき適切に取り扱っている。	A - B - C - D	
いじめの点検表				

学校用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる

C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目		評 価 (該当 に○印)	問題点や今後の改善 策等 (C, Dの場合)
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し校長を中心とした協働的な指導体制が確立している。	A - B - C - D
	2	校内に児童生徒支援委員会等を設け、いじめの可能性を広く把握し、それについて適切に対応する体制が整っている。	A - B - C - D
	3	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図っている。	A - B - C - D
	4	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	A - B - C - D
	5	教職員一人一人が、いじめの理解や指導法、児童生徒理解などに関する校内研修を通じて教職員の資質向上に取り組んでいる。	A - B - C - D
	6	いじめのあるなしに関わらず児童生徒支援委員会等を定期的で開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。	A - B - C - D
未然防止	7	様々な教育活動の場面において、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。	A - B - C - D
	8	道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われる体制がとられている。	A - B - C - D
	9	児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な扱いや位置付けがなされている。	A - B - C - D
	10	体験的な学習などを通して、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D
	11	教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D

	12	日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	
早期発見・早期対応	13	児童生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行う等、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	
	14	児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応できる体制になっている。	A - B - C - D	
	15	いじめを認知した教職員は、児童・生徒指導担当や学年主任等に報告・連絡・相談する体制が整っている。	A - B - C - D	
早期発見・早期対応	16	いじめの把握に当たっては、本人の訴えや教職員、周りの児童生徒、保護者、地域、関係機関など学校内外との連携に努めている。	A - B - C - D	
	17	本人や保護者からいじめについて訴えがあったときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく的確に対応している。	A - B - C - D	
	18	児童生徒の悩みが教職員に届くような校内の雰囲気と教育相談の体制が整備され、適切に機能している。	A - B - C - D	
	19	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制になっている。	A - B - C - D	
直接的指導	20	いじめを行う児童生徒に対して、いじめの非に気付かせる指導を行い、内容によっては教育委員会や警察等関係機関とも連携して、毅然とした対応を行うこととしている。	A - B - C - D	
	21	いじめられる児童生徒に対して、心のケアと安全確保に努めるなど、いじめから「絶対に守る」という意志で対応を行っている。	A - B - C - D	
	22	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導が行われる体制になっている。	A - B - C - D	
家庭・地域	23	いじめの問題解決のため、教育委員会や教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力する体制がとられている。	A - B - C - D	

24	教育委員会や教育センター、人権相談所、児童相談所等といった学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。	A - B - C - D	
25	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を、家庭訪問や学校だより・保護者会で啓発したり、HPに公表したりすることにより、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。	A - B - C - D	
26	家庭訪問や学校だよりなどを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図っている。	A - B - C - D	
27	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
28	深刻ないじめの問題について、学校のみで解決することなく、関係機関との連携等指導体制が確立されている。	A - B - C - D	
29	P T Aや地域の関係団体（地域協議会、学校評議委員会、青少年健全育成協議会等）といじめの問題について協議し、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	A - B - C - D	
30	児童生徒の生命身体の安全が脅かされるような重大事案や犯罪等の違法行為があった場合、警察との連携を図っている。	A - B - C - D	